

日光例幣使そば街道推進協議会ガイドマップ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日光例幣使そば街道推進協議会が作成する『ガイドマップ』(以下「媒体」という。)への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする

(広告の規格)

第2条 広告の規格については、別に定めるものとする。

(広告主の制限及び広告の基準等)

第3条 広告主及び広告の基準については、広告主及び広告の基準については、別記のとおりとする。

(広告主の募集)

第4条 広告主の募集は、公募により行うものとする。

2 前項の公募は、とちぎ「食」の回廊情報館及び日光例幣使そば街道推進協議会事務局である栃木県ホームページ(上都賀農業振興事務所)に広告募集を掲載することにより行うものとする。

(広告の申込み)

第5条 広告掲載の希望者は、広告掲載申込書(様式第1号)を日光例幣使そば街道推進協議会長宛て提出するものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料には広告媒体への印刷経費を含むが、広告デザイン等の広告作成に要する費用は、広告主の負担とするものとする。

(広告主の選定)

第7条 日光例幣使そば街道推進協議会長は、第5条の規定による申込みをした者のうち、次の2段階の選定を行い、広告主を選定する。ただし、(2)による価格が同額である場合は、日光例幣使そば街道推進協議会長がくじにより選定する。

(1) 広告掲載申込書に記載された希望者及び広告内容事項が、適当であると認められた者

(2) (1)のうち、最高の価格をもって申込みをした者

2 日光例幣使そば街道推進協議会長は、広告主を決定したときは、その結果を当該広告掲載希望者に通知するものとする。

(契約書の作成)

第8条 日光例幣使そば街道推進協議会長は、第7条の規定により広告主を選定したときは、広告掲載に関する契約書を作成し、広告主と取り交わすものとする。

(広告原稿の提出等)

第9条 広告主は、掲載しようとする広告について、別に定める日までに、日光例幣使そば街道推進協議会長に広告の原稿を提出するものとする。

(その他)

第10条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元（2019）年12月27日から適用する。

別記

1. 下記の業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに係るもの（当せん金付証券法（昭和 23 年法律第 144 号）第 4 条第 1 項に基づく当せん金付証券及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号）第 8 条に基づくスポーツ振興投票券に係るものを除く。）
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (7) 各種法令に違反しているもの
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 県税に滞納があるもの
- (10) 栃木県の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの又は指名停止に該当する行為を行ったもの
- (11) その他、社会問題を起こしている業種や事業者

2. 次のいずれかに該当する内容は掲載しない。

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 政治団体による政治活動を目的とするもの
- (6) 宗教団体による布教推進を目的とするもの
- (7) 非科学的又は迷信に類するもので、県民に不安を与えるおそれのあるもの
- (8) 社会的に不適切なもの
- (9) 特定の主義主張を含むもの（意見広告を含む。）
- (10) 県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- (11) その他広告媒体に掲載することが妥当でないと認められる内容を含むもの
- (12) 根拠のない表示や誤認を招くような表現のもの
- (13) 射幸心を著しくあおる表現のもの
- (14) 虚偽の内容を表示するもの
- (15) 法令等で認められていない業種・商法・商品
- (16) 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- (17) 責任の所在が明確でないもの
- (18) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
- (19) 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現のもの

- (20) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現のもの
- (21) 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- (22) ギャンブル等を肯定するもの
- (23) 青少年の人体・精神・教育に有害なもの